

参考資料

2. 多様な財源を活用した国立大学法人等の施設整備について

● 基本的な考え方

国立大学の施設整備は、国家的な資産を形成するものであり、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とするが、財源の多様化や安定的な施設整備、自主性・自律性の向上等の観点から、長期借入金や土地の処分収入その他の自己収入をもって整備することを可能とする。

（『新しい「国立大学法人」像について』平成 14 年 3 月 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）

● 多様な財源を活用した施設整備の現状(概要)

(1) 多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の実績 (H18～22) (68頁参照)

- ・施設整備費補助金による整備 386万㎡ 7,989億円
- ・多様な財源の活用による整備 78万㎡ 1,895億円
（うち目的積立金、土地処分収入を除いた整備 39万㎡ 985億円）

(2) 長期借入金等の対象範囲の拡大 (72頁参照)

【国立大学法人法施行令の改正（平成17年）】

従来、財務の健全性確保の観点から、附属病院整備やキャンパス移転等に限定されていた長期借入金等の対象範囲について、寄宿舍や動物病院、産学連携施設等に拡大。

（実績）学生寄宿舍14件・82億円、動物病院3件・5億円

(3) 地方公共団体からの寄附等の対象範囲の拡大 (74頁参照)

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令等の改正（平成20年）】

従来、地域の産業振興等に資する研究開発等の実施に要する経費※についてのみ可能となっていた地方公共団体から国立大学法人等への寄附について、対象範囲を拡大。

①地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・建物等の無償譲渡

②住民に対する医療の提供に要する費用の負担又は土地・建物の無償譲渡

※ 平成19年12月、地域の産業振興等に資する特定の人材育成（学生への教育も含む）や産学連携のための施設等の無償貸与等も可能とするなど、従来の制限的な運用を緩和。

（実績）6件（平成20年3月～平成21年3月）

(4) 土地等の貸付対象等の拡大 (80頁参照)

【事務連絡の発出（平成20年）】

国立大学法人法第22条第1項各号等の「業務規定に合致する」の解釈を弾力化することにより、貸付等の対象を拡大。

①土地等を一時的に使用していない場合に、国立大学法人等以外の者に貸付等を行う場合

（寄宿舍空室の民間事業者等への貸付、宿舍等の建設・運営のための定期借地権の設定等）

②PFI事業に関して土地等の貸付等を行う場合

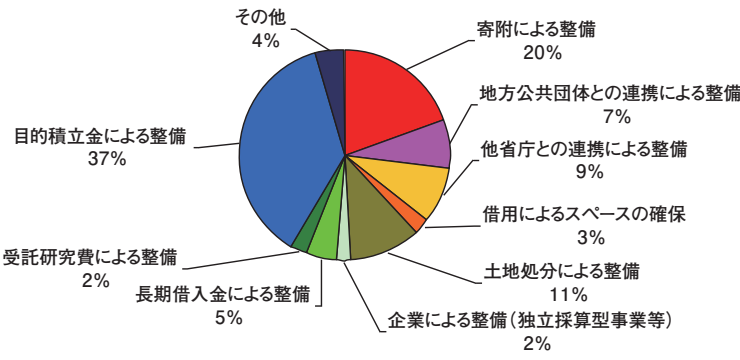
（民間収益事業との合築等を行う場合のPFI事業者への必要な土地の貸付等）

(1) 多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の実績

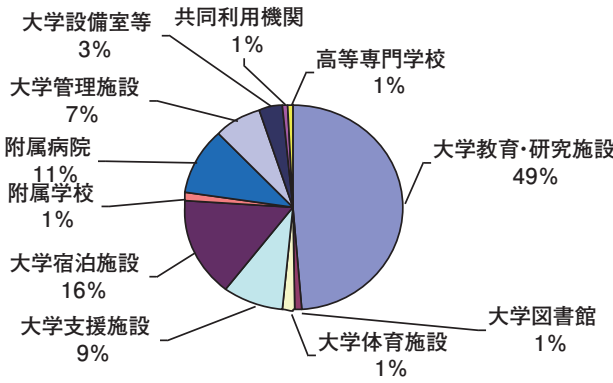
1. 寄付による整備 261件 約12万5千㎡ ○ 主たる内容 ・教育研究施設 51件 57,500㎡ ・福利施設・課外活動施設 52件 20,500㎡ ・講堂等 19件 20,000㎡ ・附属病院 41件 21,600㎡	4. 企業による整備 19件 約1万7千㎡ ○ 主たる内容 ・共同研究施設 3件 6,500㎡ ・宿舍 4件 4,200㎡ ・福利厚生施設等(独立採算型) 8件 2,600㎡
2. 地方公共団体との連携による整備 2-1. 地財特法施行令の改正に伴う自治体からの寄付等(施設関連) 14件 約1万㎡ ○ 主な整備例 ・秋田県の補助金によるPETC棟の整備(秋田大学) ・愛南町の補助金による南予水産研究センターのための庁舎の無償借用(愛媛大学) 2-2. 地方公共団体による整備 5件 約1万6千㎡ ○ 主な整備例 ・岐阜薬科大学研究棟を市が整備し、その一部を連合大学院として有償借用(岐阜大学) ・県の補助金を活用し財団法人が共同研究施設を整備(熊本大学) 2-3. 地方公共団体等からの借用によるスペースの確保 44件 約2万8千㎡ ○ 主たる内容 ・教育研究スペース 32件 24,900㎡ ・診療スペース等 3件 700㎡	5. 借用による学外スペースの確保 78件 約2万1千㎡ ○ 主たる内容 ・教育研究スペース 38件 12,800㎡ ・学生宿舍等 8件 3,900㎡ 6. 長期借入金による整備 17件 約5万8千㎡ ○ 主たる内容 ・学生宿舍 14件 56,300㎡ ・動物病院 3件 1,500㎡ 7. 受託研究費(間接経費)による整備 94件 約1万8千㎡ ○ 主たる内容 ・東京大学 世界トップレベル研究拠点プログラム ・高エネ研 新学術領域研究、他(宿舍の整備)
3. 他省庁等との連携による整備 66件 約5万5千㎡ ○ 主たる内容 ・国土交通省(まちづくり交付金) 1件 ・国土交通省(景観施設整備推進費) 2件 ・経済産業省(新事業支援施設) 2件 ・〃(地域企業立地促進等共用施設整備事業) 1件 ・文化庁(重要文化財等保存整備費補助金) 2件 ・中小企業基盤機構(企業家育成施設) 5件 ・21世紀職業財団(保育所) 16件 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構(ESCO事業等) 5件 ・(財)化学技術戦略推進機構 1件	8. 目的積立金による整備 477件 約31万8千㎡ ○ 主たる内容 ・教育研究施設 166件 118,600㎡ ・福利厚生施設等 57件 37,400㎡ ・宿泊施設 64件 94,200㎡ 9. その他自己財源による整備 206件 約4万3千㎡ ○ 主たる内容 ・教育研究施設 35件 11,100㎡ ・附属病院 70件 7,600㎡ 10. 土地処分収入を活用した整備 24件 約7万3千㎡ ○ 主な内容 ・東京大学 海洋研究所移転整備 ・九州大学 伊都キャンパス移転整備 11. PFI事業 3件 ・レンタルラボ(国費との合築) 3件
整備実績計 1,308件 約78万㎡	

多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の状況①

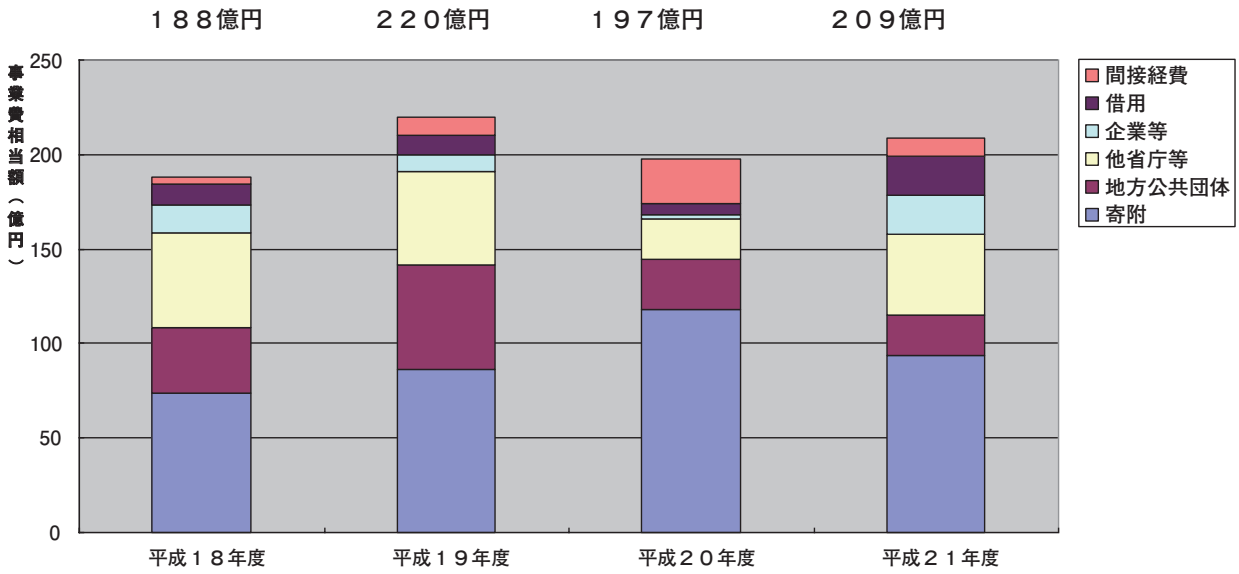
1. 実施された整備手法(事業費ベース)



2. 施設整備の用途(事業費ベース)



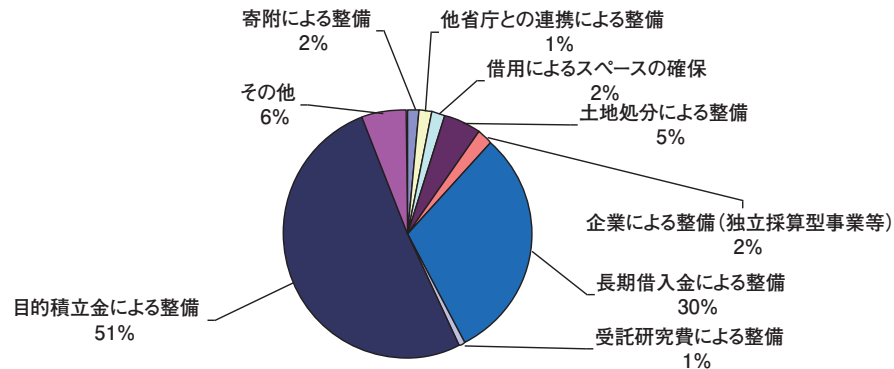
3. 外部資金の活用等による整備状況(事業費ベース)



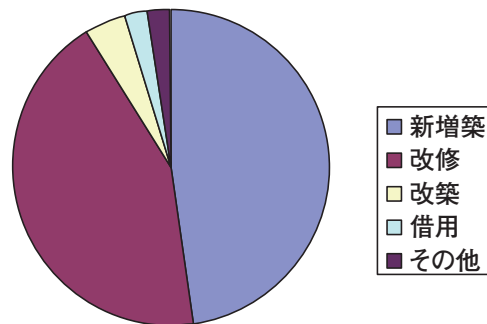
参考資料2

多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の状況②

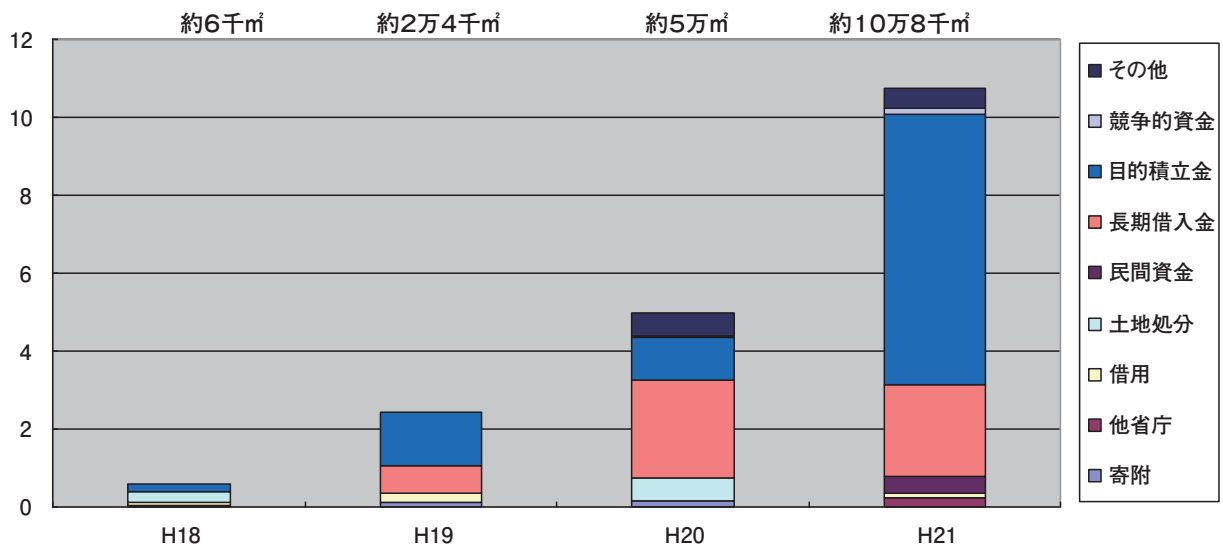
1. 学生宿舎等の整備で実施された整備手法(整備面積ベース)



2. 学生宿舎等の施設整備の種別(整備面積ベース)



3. 学生宿舎等の整備状況(整備面積ベース)



(2) 長期借入金等の対象範囲の拡大

(国立大学法人法施行令の一部改正〔平成 17 年 12 月〕)

①従前の長期借入金等の対象範囲

国立大学法人等が行うことができる長期借入、債券発行は、財務の健全性確保の観点から、政令において、次の 2 つの場合に限定

- ・ 附属病院の用に供するために行う土地の取得等※ 1
- ・ 国立大学法人等の施設の移転（キャンパス移転）のために行う土地の取得等

改正の背景

- 法人化により自主的・自律的な大学運営が可能となり、各大学自らのイニシアチブによる施設整備の取り組みへの機運の高まり。

長期借入金等の対象範囲を拡大（政令改正）

②対象範囲の拡大内容

- i) 一定の収入が見込まれる施設の用に供される土地の取得等であって、長期借入金等を償還できる見込みがあるもの。

【具体の対象】

- 入居者からの寄宿料を償還財源とした学生寄宿舍の整備
- 入居者からの寄宿料を償還財源とした職員宿舍や外国人研究者の宿泊施設等の整備
- 診療報酬を償還財源とした動物病院の整備
- 施設使用料を償還財源としたインキュベーション施設、ベンチャービジネスラボラトリー等（産学連携施設）の整備

- ii) 業務の実施に必要な土地の取得であって長期借入金等により一括して取得することが、補助金等により段階的に取得する場合に比して相当程度有利と認められるもの。

【具体の対象】

- 国からの財源措置により借料を支払いつつ分割購入してきたキャンパスの借地部分の長期借入金による一括購入（筑波大学、奈良先端科学技術大学院大学、高エネルギー加速器研究機構）

- 長期借入の資金調達は、民間金融機関を想定
債券発行の資金調達は、民間金融市場を想定

長期借入金等に関する関係法令

●国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 （略）

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～8 （略）

●国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

（土地の取得等）

第八条 法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

三 次に掲げる土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第三十三条第一項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舍、職員の宿舍その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）の用に供するために行う土地の取得等

四 前三号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

(3) 地方公共団体からの寄附等の対象範囲の拡大

「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日地域活性化統合本部決定）※等を受け、国立大学法人等に対する寄附等の取扱いについて、以下のとおり対応。

①運用の緩和等について

※各都道府県等に通知（総務省）＜平成 19 年 12 月 28 日＞

※各国立大学法人等に事務連絡（文部科学省）＜平成 20 年 1 月 4 日＞

i) 従来の制限的な運用を大幅に緩和

地域の産業振興等に資する特定の人材育成（学生への教育も含む）や産学連携のための施設等の無償貸与や経費負担等

(例) ・地域のものづくり産業の振興の観点からの人材育成に必要な講座や課程のための施設の無償貸与

・地域の食品産業の振興の観点から、研究開発とともにその成果を学生に教育する経費を含む寄附講座

・産学連携のためにインキュベーション施設等への国立大学の入居やサテライトオフィスへの無償貸与等

・高等教育機関が少ない地域の住民の生涯学習のため、新たにサテライト教室等を整備するための無償貸与等

ii) 審査書類の簡素化、審査手続きの迅速化

iii) 寄附金等の支出に該当しないケースを明確化

②政令改正等について

※各都道府県等に通知（総務省）＜平成 20 年 3 月 19 日＞

※各国立大学法人等に事務連絡（文部科学省）＜平成 20 年 3 月 19 日＞

i) 地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地や建物の無償譲渡

ii) 住民に対する医療の提供に要する費用への補助等

iii) 市町村が国に提出する書類の都道府県経由の廃止

※その他、寄附協議手続のさらなる簡素化（簡易手続）

地方財政再建促進特別措置法施行令（再建令）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（健全化令）の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 47 号）について

1 改正概要

地方公共団体が国立大学法人等に対し寄附金等を支出できる場合の要件・手続きを規定した再建令について、以下の内容の改正を行う。

(1) 地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地や建物等の無償譲渡

・現行の再建令では、地方公共団体の要請に基づき、地域の産業振興等に資する研究開発やその普及事業を国立大学法人等が行う場合に、その実施に要する経費を負担することができるとされているが、その場合に、土地や建物等の寄附もできるようにする（再建令第 12 条の 3 の改正）

(2) 住民に対する医療の提供に要する費用の負担又は土地や建物等の無償譲渡

・病院等を開設する国立大学法人等が、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対し特別に医療の提供を行う場合に要する費用の補助等ができるようにする（再建令第 12 条の 3 新号追加）

(3) 市町村が国に提出する書類の都道府県経由の廃止

・市町村が総務大臣に対して寄附協議を行う場合に、都道府県を経由せずに直接書類提出できるようにする（再建令第 15 条の改正）

同様の内容の改正を、健全化令についても行う。

2 施行期日

平成 20 年 3 月 19 日

※地方再生戦略（平成 19 年 11 月 30 日地域活性化統合本部決定）

「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」

国立大学法人等に対する地方公共団体の寄附等の取扱いに関する関係法令

●地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）

附 則

（国等に対する寄附金等）

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であって当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

●地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）

附 則

（国等に対する寄附金等の支出の制限の特例）

第四条 法附則第五条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～六 （略）

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人（以下この号において「特定法人」という。）が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及（以下この号において「研究開発等」という。）で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が、当該研究開発等（当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。）の実施に要する経費を負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しようとするとき。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下この号において「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

※太下線部が平成20年の政令改正において改正された箇所

事務連絡

平成20年3月19日

各国立大学法人担当課
各大学共同利用機関法人担当課 御中

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
研究振興局学術機関課

地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する
法律施行令の一部を改正する政令等について

標記に関し、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第47号）が平成20年3月19日に公布、施行されたこと等を受け、別紙のとおり、総務省において、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」（平成20年3月19日付総財務第76号各都道府県総務部長・政令指定都市財政局長あて総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「20年通知」という。）が発出されたところです。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に対する地方公共団体の寄附金の支出等の取扱いについては、去る平成20年1月4日付けの「国立大学法人等に対する地方公共団体の寄附金の支出等に関する取扱いについて」（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課事務連絡）において、「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」（平成19年12月28日付総財務第271号各都道府県総務部長・政令指定都市財政局長あて総務省自治財政局財務調査課長通知）により、地域の産業振興等に資する特定の人材育成（学生に対する教育を含む。）等に対する無償貸与等も原則含まれる旨明確化されたことなどについて、ご連絡したところです。

今回の改正では、新たに、①地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・施設等の無償譲渡や、②住民に対する医療の提供に要する費用の負担又は土地・施設等の無償譲渡ができるようになるとともに、③市町村が国に提出する書類の都道府県経由が廃止されることになります。

また、20年通知では、④協議手続きのさらなる簡素化・迅速化を図る観点から、地方公共団体による提案公募型の研究開発事業やベンチャー企業入居施設への賃料補助事業、事業終了後の使用済機器の譲渡が想定される委託型研究開発事業等については、事業単位で事前協議を受け付け、問題のない事業であれば、固有名詞や金額等を記載した一覧表の提出をもって協議とみなし、同意書を交付する手続（簡易手続）をとることができることとされています。

各国立大学法人等においては、今回の改正等を踏まえ、積極的に地方公共団体と情報交換等を図るとともに、地方公共団体より寄附等の申し出があった場合や、20年通知の解釈等に関し疑義がある場合等は、必要に応じ、御相談願います。

【本件連絡先】

高等教育局国立大学法人支援課法規係

TEL：03-6734-3760

研究振興局学術機関課企画指導係

TEL：03-6734-4169

別紙

総財務第76号

平成20年3月19日

各都道府県総務部長殿
(財政担当課、市町村担当課扱い)
政令指定都市財政局長殿
(財政担当課扱い)

総務省自治財政局財務調査課長

地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について

「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成20年政令第47号)は、平成20年3月19日に公布、施行されました。

この改正は、「地方再生戦略」(平成19年11月30日地域活性化統合本部決定)において「国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。」とされたこと等を受け、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。)第24条に基づき原則禁止され、同条但書きに基づいて地方公共団体が行うことのできる寄附金等の支出等について、その制限を緩和するとともに手続の簡素化を図るものです。

ついては、今回の改正に係る今後の地方財政再建促進特別措置法施行令の運用等に関し、ご留意いただきたい点は下記のとおりですので、適切に対処されるようお願いいたします。また、この旨を速やかに貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

(なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。)

記

第1 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の改正について

本号の改正は、国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究開発等で、地域における産業の振興等に寄与する等の要件を満たすものを行う場合に、当該研究開発等(当該法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下同じ。)の実施に要する経費の負担のほか、当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備についても寄附することができるとしたものであること。

なお、本号の運用については「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」(平成14年11月1日付総財務第126号各都道府県総務部長あて総務省自治財政局財務調査課長通知)及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」(平成19年12月28日総財務第271号各都道府県総務部長・政令指定都市財政局長あて総務省自治財政局財務調査課長通知。以下「平成19年通知」という。)が通

知されているところであるが、今回の改正を踏まえ、平成19年通知の第1の2の別記様式は、本通知の別記様式1に改正するものであること。

第2 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第8号の新設について

本号は、再建法第24条に規定する独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等（以下「独立行政法人等」という。）で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該医療の提供に要する費用の負担や当該医療の提供の用に供する土地、施設若しくは設備を寄附することができることとしたものであること。

本号の運用については、以下の点に留意すること。

- 1 「独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等で病院又は診療所を開設するもの」とは、医学部附属病院を設置する国立大学法人に限らず、再建法第24条で寄附金等の支出が制限される独立行政法人や会社等であっても、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所を設置するもの（例えば、国立病院を開設する独立行政法人国立病院機構、労災病院を開設する独立行政法人労働者健康福祉機構、通信病院を開設する日本郵政株式会社など）が含まれるものであること。
- 2 「地方公共団体の要請に基づき」とは、寄附金等の支出が地方公共団体の自主的な意思によることを担保するための要件であること。したがって、当該独立行政法人等が自ら行うべき医療の提供について地方公共団体に財政的な協力を求めるといった場合は、本要件が欠如することとなること。なお、当該地方公共団体の住民に対し特別に医療を提供することについて、独立行政法人等の側から提案を受けた場合でも、本要件の目的にかんがみ、地方公共団体の自主的な意思が具備されると認められれば、本号の対象となる場合もありうること。
- 3 「当該地方公共団体の住民に対して」とは、当該地方公共団体の実質的負担を伴うものであっても、寄附金等の支出以上の反射的利益をもたらすものであることを明らかにするために、その利益の帰属先として当該地方公共団体の住民を明記したものであること。したがって、当該独立行政法人等による医療の提供が当該地方公共団体の住民に対するものと認められるものである必要があるが、当該医療の提供が当該地方公共団体の住民に加えそれ以外の住民に対しても行われる場合を排除するものではないこと。
- 4 「特別に医療を提供する場合」とは、当該独立行政法人等が通常の業務の範囲として行う医療の提供を超えて医療を提供する場合を指すものであり、換言すれば、当該独立行政法人等が自らの経費をもって行うことが社会通念上当然と認められる医療の提供以外の医療の提供を、当該寄附金等の支出をしようとする地方公共団体の住民に対して行う場合であること。特別に医療を提供する場合と認められるかどうかは、個々の具体的な事案に即して判断されることになるが、①法令・規則・定款上、当該法人が本来的に行うべきことが明らかな医療の提供、②①からは明らかでないが、従来から当該法人において実施されてきた医療の提供などこれまでの当該特定法人の実態等に照らし当該法人が行うべき医療の提供と認められる域を出ないもの、など当該独立行政法人等が自らの経費負担により実施することが当然と思われるものの以外のもものがこれに当たること。逆に、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して新たに実施される医療の提供、または、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して従来の医療の提供が拡充された場合における当該拡充された部分は、特別に行われる医療の提供と考えられること。

なお、地方公共団体の要請に基づき、独立行政法人等が行う医療の提供については、独立行政法人等において通常行われると認められる部分とそれ以外の部分が一体不可分なものもあり得るが、このような場合については、当事者間で協議のうえ、合理的な理由に基づく適

切な負担区分について定める必要があること。

- 5 「当該医療の提供に要する経費」とは、具体のケースによってその内容が異なると考えられるが、当該地方公共団体の住民に対し、特別に医療を提供する場合の当該医療の提供に必要なとなる経費については、物件費、人件費等の費目を問わず対象としうるものであること。
- 6 以上の要件のもとに本号の対象とできる事例を例示すれば以下のようなものが考えられること。
 - ・ 国立大学附属病院等が、都道府県の策定する医療計画の下で、新しく救命救急センターや周産期医療センターを設置して地域の救急医療等の提供を行う場合の補助や土地の提供
 - ・ 産婦人科医の不足により分娩ができなくなった地域の医療を支援するため、国立大学附属病院が、それまで行っていなかった普通分娩を実施する場合の機器整備への助成や機器の貸与
 - ・ 国立病院等が、産婦人科・小児科などの休日夜間診療を実施する地域の輪番体制に参加して休日夜間に医療を提供する場合の補助
 - ・ 地域防災計画により地方公共団体から被ばく医療機関として指定された国立大学附属病院等が被ばく医療を提供するため必要な施設整備等を行う場合の補助等
- 7 本号に係る寄附金等の協議の申出に当たっては、地方財政再建促進特別措置法施行規則（昭和30年総務府令第66号）別記第九号様式の二に添えて、寄附金等の支出要件を確認するための資料として別記様式2を提出すること。

第3 地方財政再建促進特別措置法施行令第15条の改正について

本号の改正は、市町村の寄附協議手続の簡素化・迅速化を図るため、市町村が再建法第24条に基づいて総務大臣に提出すべき書類については、都道府県知事を経由しなければならない書類から除くこととし、都道府県知事を経由せず直接総務大臣に提出できるようにしたものであること。よって、地方財政再建促進特別措置法施行令第15条後段に基づく都道府県知事等の意見の添付も必要がなくなること。

第4 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の改正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）についても、上記第1～第3と同内容の改正を行っていること。

第5 簡易手続について

今回の制度改正の趣旨に鑑み、協議手続きのさらなる簡素化・迅速化を図る観点から、地方公共団体による提案公募型の研究開発補助事業やベンチャー企業入居施設への賃料補助事業、事業終了後の使用済機器の譲渡が想定される委託型研究開発事業など、国立大学法人等から地方公共団体に対し、負担転嫁等の問題がない形で類型化されている事業については、具体の固有名詞や金額等は未定でも、あらかじめ当該事業単位で事前協議を受け付けることとすること。

その上で当該事業の実施要綱等から、再建法第24条及び地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3の要件を満たす案件のみが採択されるものであることが外形的に確認できる事業であれば、個別案件単位の手続は簡略化し、固有名詞や金額等を記載した一覧表（別記様式3）の提出をもって協議とみなし、速やかに同意書を交付する手続（簡易手続）をとることができることとすること。

※別紙様式は省略

(4) 土地等の貸付対象等の拡大

事 務 連 絡

平成20年9月24日

各 国 立 大 学 法 人 担 当 課
各大学共同利用機関法人担当課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課
高等教育局国立大学法人支援課
研究振興局学術機関課

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等の貸付等について

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の土地、建物及び工作物等の財産（以下「土地等」という。）の取扱いについては、法人化以前は、国有財産として、国有財産法（昭和23年法律第73号）により規定されていましたが、法人化後は、各国立大学法人等において、学内規程等に基づき、適正な管理の下で行われることとなりました。この学内規程等は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）等を勘案しつつ、各国立大学法人等の自主的判断の下に定めるものですが、法人化時点における「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年大蔵省管財局長通達）を踏襲しているのが通例となっています。

一方、国有財産である行政財産の取扱いについては、「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第35号。平成19年1月22日施行。）により、その用途及び目的を妨げない限度で、貸付け又は私権の設定（以下「貸付等」という。）ができる範囲が拡大された（国有財産法第18条第2項）ため、結果として、国立大学法人等の財産の取扱いが、行政財産の取扱いよりも厳しく運用されている状態となっています。

このため、国立大学法人等の土地等について、国有財産法における行政財産の取扱いも勘案し、土地等の有効活用を図る観点から、「国立大学法人等の土地等の貸付等に係る考え方」（別添）をとりまとめましたので、各国立大学法人等における検討の際の参考としてください。

なお、これらの土地等の貸付等に当たっては、以下の点にご留意いただくようお願いします。

記

- 1 当該土地等が不要な財産であるなどの誤解を招くことのないよう、十分配慮いただきたいこと。
- 2 別添中2.（3）及び（4）については、新たな取扱いを含んでいるため、当分の間、あらかじめ下記連絡先まで相談いただきたいこと。
- 3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、補助事業等により取得し、又は効用の増加した土地等については、耐用年数を経過しているなど同法施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項各号に規定する場合以外においては、「各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」こととなっていること。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課資産活用係

電話：03-6734-3324

研究振興局学術機関課機構総括係

電話：03-6734-4300

大臣官房文教施設企画部計画課企画調整係

電話：03-6734-2300

【 別 添 】

国立大学法人等の土地等の貸付等に係る考え方について

1. 基本的な考え方

国立大学法人等の土地等の貸付等を行う場合の取扱いについては、各国立大学法人等において、学内規程等に定める一定の条件に基づく適正な管理の下で、自主的に判断すべきものである。

この「一定の条件」としては、国立大学法人等の公共的性格及びその業務の範囲などを考慮すれば、例えば、以下のものが考えられる。

【条件】

- ア：貸付等の内容が、当該国立大学法人等の土地等の貸付基準に合致するものであること。
- イ：貸付等の内容が、国立大学法人法第22条第1項各号又は第29条第1項各号の業務規定の範囲内のものであること又は当該業務に関係するものであること。
- ウ：貸付等の内容が、公共的性格を持つ国立大学法人等の性格に鑑み、相応しいものであること。特に、貸付等の相手先については、国立大学法人等の長が当該法人の土地等の管理を行う上で適当と認める者であること。
- エ：国立大学法人等の業務に支障が生じないこと。

また、上記条件のウにおける「国立大学法人等の長が当該法人の土地等の管理を行う上で適当と認める者」については、例えば、以下の者が想定される。

- 【国立大学法人等の長が当該法人の土地等の管理を行う上で適当と認める者】**
- 以下のア～エに規定する者のいずれにも該当しない者であること。
- ア：騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用する者
- イ：風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他国立大学法人等の品位を損なうような用途に使用する者
- ウ：商業施設、宿泊施設又は娯楽施設のように不特定多数の者が出入りすることが見込まれるもののうち、国立大学等における静かな環境の下での教育研究活動の実施に支障が生じる可能性がある用途に使用する者
- エ：上記のほか、その使用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用する者

なお、国立大学法人等が土地等の貸付等を行う際に、現行の「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号）に準じて算定した金額程度の貸付料等を徴収することは可能であるが、収益自体を目的とするものは認められないので、留意されたい。

また、国立大学法人等に対しては固定資産税の非課税措置が講じられているが、民間企業等の国立大学法人等以外の者に当該法人の土地等の使用を認める場合には、原則として課税対象となり、当該貸付等を行った国立大学法人等が当該固定資産税の納税義務を負うことが想定されるので、留意されたい。

2. 国立大学法人等の土地等の貸付等が可能な範囲について

(1) 国立大学法人等の業務を行う場合等に、国立大学法人等以外の者に土地等の貸付等を行う場合

国立大学法人等が、国立大学法人法第22条第1項各号又は第29条第1項各号に規定されている業務を行う（国立大学法人等以外の者に委託して行う場合を含む。）に当たって、国立大学法人等以外の者に施設の建設・運営を行わせることが効率的・効果的である場合等には、国立大学法人等の土地等を国立大学法人等以外の者に貸付け、当該施設の建設・運営を行わせることができる。

【貸付等が可能な事例】

- ・ 職員、学生又は附属病院における入院患者（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店、保育所その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- ・ 教育研究活動の遂行上その必要が認められる場合で、職員等又は当該国立大学法人等に来学する多数の者が利便を受けると認められる場所に、現金自動預払設備を設置する場合
- ・ 教員等の特許権を扱う技術移転機関（承認TLO）又は大学保有の特許権を取扱う機関（認定TLO）にその事業の用に供するために施設を使用させる場合
- ・ 研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う中小企業又は個人に当該事業の用に供するために施設を使用させる場合
- ・ 次の各号に該当するもので営利を目的としないものである場合
 - ① 学術団体が主催する集会等に使用する場合
 - ② 一般団体が主催する集会等で、教育・学術に関する講演会、研究会等に使用する場合
 - ③ 官公署又は会社等が講演会、試験等に使用する場合
 - ④ 公共性が高いと認められる事業等に使用する場合
- ・ その他特に学長が使用を認める場合

（２）公共上の必要性から、国立大学法人等がその業務以外の目的で国立大学法人等以外の者に土地等の貸付等を行う場合

国立大学法人等の土地等の貸付等は、その業務の範囲内のもの又は業務に関係するものに対して行うことが原則であるが、電気施設、水道施設又は駅等の公共施設の全部又は一部を国立大学法人等の敷地内に設置しなければ公益を害すると認められるようなやむを得ない事情がある場合には、国立大学法人等は、当該公共目的の内容、規模及び必要性等を勘案し、本来業務に支障が生じないことを前提として、当該国立大学法人等の土地等の貸付等を行うことができる。

【貸付等が可能な事例】

- ・ 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- ・ 地方公共団体、水害予防組合又は土地改良区等における公共の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- ・ 法令その他特別の定めがある場合
- ・ その他公共的見地からの要請が強く、やむを得ないと認められる場合

（３）土地等を一時的に使用していない場合に、国立大学法人等以外の者に貸付等を行う場合

国立大学法人等の土地等を一時的に使用していない場合であって、国立大学法人等の本来業務に支障が生じず、国立大学法人等の業務に関係する用途に使用する場合においては、国立大学法人等以外の者（国立大学法人等の長が当該法人の土地等の管理を行う上で適当と認める者に限る。）に対し、当該使用していない部分の貸付等を行うことができる。

このような整理の下で、国立大学法人等が土地等の貸付等を行うことができる対象としては、以下のものが考えられるが、個々の貸付等の是非については、各国立大学法人等において適切に判断すべきものである。

【貸付等が可能な事例】

- ・ 職員等のために建設した駐車場について、一時的に使用していない部分を、職員等以外の者又は民間の不動産業者等に貸付ける場合

- ・ 学生寮や職員宿舎等について、一時的に使用していない空き部屋等を、職員等以外の者又は民間の不動産業者等に貸付ける場合
- ・ 研究施設について、一時的に使用していない部分を、承認TLO等のみならず、国立大学法人等以外の者の研究のために貸付ける場合
- ・ 教育研究施設について、一時的に使用していない部分を、国立大学法人等以外の者の発表会、研究会、研修会又は講習会等のために貸付ける場合（2.（1）の事例以外の場合）
- ・ 職員以外の者の利用を含めた大学職員宿舎等を建設・運営するため、一定期間使用しない土地に定期借地権を設定し、民間事業者へ貸付ける場合

（4）PFI事業に関して土地等の貸付等を行う場合

国立大学法人等は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第3項の「公共施設等の管理者等」に該当し、国立大学法人等がPFI法に基づく選定事業（以下「PFI事業」という。）を行う場合は、同法の適用を受けることとなる。

PFI法では、国が実施主体となりPFI事業を行う場合には、一定の条件の下、選定事業者（以下「PFI事業者」という。）に対して行政財産である土地等の貸付等を認めていることから、国立大学法人等が実施するPFI事業においても、上記1に掲げる一定の条件の下であって、以下のような場合は、PFI事業者へ土地等を貸付けることが可能である。

- ① 国立大学法人等が実施するPFI事業をBOT方式で行う場合（土地）（PFI法第11条の2第1項）
- ② 国立大学法人等が実施するPFI事業をBTO方式で行った場合で、国立大学法人等が所有する建物をPFI事業に含まれる運営業務の一部として実施する業務（独立採算業務等）のために、PFI事業者へ使用させる場合（建物）（PFI法第11条の2第1項）
- ③ 国立大学法人等がPFI事業として実施する施設と、PFI事業者がPFI事業以外の他の事業として実施する民間収益施設を合築又は併設する場合（土地・建物）（PFI法第11条の2第2項、同法第11条の3第1項）

なお、民間収益施設において実施される業務及び用途については、PFI法で具体的に制限しているものでないことから、それらが国立大学法人法第22条第1項各号又は第29条第1項各号に規定する業務に必ずしも該当するものでなくても差し支えないが、国立大学法人等の公共性に鑑み、その土地等の用途又は目的を妨げない限度において、合築又は併設として事業を実施することにより生ずる効果や影響等を総合的に考慮した上で国立大学法人等において必要性・妥当性の判断がなされることとなる。

【貸付等が可能な事例】

- ・ 国立大学法人等が総合研究棟をPFI事業（BOT方式）で実施した際、PFI事業者へ事業期間終了までの間、総合研究棟を所有するために必要な土地を貸付ける場合
- ・ 国立大学法人等が福利厚生施設をPFI事業（BTO方式）で実施した際、PFI事業者へPFI事業の運営業務の一部として行う食堂の運営に必要なスペース（建物の一部）を貸付ける場合
- ・ 国立大学法人等がPFI事業（BTO方式）として実施する教育研究施設とPFI事業者がPFI事業以外の他の事業として実施する民間収益施設（会議室、レンタルラボ等）を合築又は併設する際、PFI事業者へ民間収益施設を所有するために必要な土地を貸付ける場合
- ・ 国立大学法人等がPFI事業（BOT方式）として実施する学生寮や職員宿舎等とPFI事業者がPFI事業以外の他の事業として実施する民間収益施設（書店、食堂、コンビニエンス・ストア等）を合築又は併設する際、PFI事業者へ事業期間終了までの間、学生寮や職員宿舎等を所有するために必要な土地及び民間収益施設を所有するために必要な土地を貸付ける場合

(参考) 貸付等に該当しない場合

国立大学法人等の業務（国立大学法人等以外の者に委託して行う場合を含む。）を行う上で当然に必要なとなる土地等の使用については、そもそも貸付等に該当するものではない。

【貸付等の概念に該当しない事例】

- ・ 報道関係者室
- ・ 事務・事業の一部を外部の者に委託した場合において、それらの事務・事業を行うため必要な施設（ただし、施設を使用させることが契約書に明記されており、かつ、当該業務以外に施設を使用しない場合に限る。）
- ・ 施設の建設等に関連する材料置場又は車輛の進入路等
- ・ 施設にガス、水道、電力線等を引き込むための土地の使用（ただし、その設備を利用して国立大学等の施設以外にも供給することとなった場合は貸付等の対象とする。）

(参考) 国立大学法人法

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第29条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
- 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

参考資料

3. 引用文献・参考文献等

(1) 文部科学省ホームページ掲載資料

●国立大学法人等施設の整備

- ・第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画（平成18年度～22年度）（平成18年4月18日策定）
- ・調査研究協力者会議
- ・国立大学法人等施設の現状、等
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm
- ・「戦略的なキャンパスマスタープランづくりの手引き
—個性と魅力あふれるキャンパスの形成を目指して—」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1294400.htm
- ・「新たな整備手法による整備事例集—建物別整備手法—（平成21年1月）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/010/shiryo/attach/_icsFiles/afieldfile/2009/05/18/1259181_3.pdf

(2) 内閣府ホームページ掲載資料

●PFI関連法令・ガイドライン等

- ・ガイドライン
「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン改定版」
<http://www8.cao.go.jp/pfi/guideline.html>
- ・基本的考え方
「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」
「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」
<http://www8.cao.go.jp/pfi/basicapproaches.html>

(3) 電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」（総務省）

●法令検索

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

(4) 国税庁ホームページ

●寄附金を支払ったとき

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の 手引き作成に関する検討会について

平成22年6月25日
文教施設企画部長決定

1. 趣旨

国立大学法人等の制度設計において、その施設整備は国家的な資産を形成するものであり、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とする一方で、財源の多様化や安定的な施設整備、自主性・自立性の向上等の観点から、長期借入金や土地の処分収入その他の自己収入をもって整備することを可能とすることとされているところである。

法人化後、各国立大学法人等においては、PFIや寄付による整備、地方公共団体や企業等との連携による整備に加え、長期借入金制度を活用した整備、スペースチャージ収入による整備など多様な財源を活用した施設整備や維持管理を行ってきたところであるが、「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」の中間まとめ（平成21年8月）においては、近年の厳しい財政状況等に鑑み、計画的な施設整備を推進する観点の一つとして、多様な財源を活用した整備の一層の推進が求められている。

このような状況を踏まえ、有識者による協力の下、これまでの実績や課題等も踏まえつつ、各国立大学法人等における多様な財源を活用した施設整備について手引きとしてとりまとめることにより、更なる推進に資するものとする。

2. 検討事項

- (1) 多様な財源を活用した施設整備の手引き作成について
- (2) その他

3. 実施方法

別紙に掲げる有識者の協力を得て、2に掲げる事項について検討を行う。
なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めることとする。

4. 検討期間

平成22年6月25日から平成23年3月31日までとする。

5. 検討会の庶務

検討会の庶務は、関係局課との連携の下、大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室において行う。

別 紙

多様な財源を活用した国立大学法人等施設整備の 手引き作成に関する検討会 名簿

齊 藤 文 男	群馬大学施設運営部長
佐 藤 政 弘	東京工業大学施設運営部長
主査 前 田 博	弁護士
松 岡 利 昌	名古屋大学大学院環境学研究科施設計画推進室 特任准教授
水 田 健 輔	国立大学財務・経営センター研究部 教授
吉 村 慎 治	東京大学資産管理部 特任専門員

担当課：文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課整備計画室
連絡先：東京都千代田区霞が関3丁目2-2
電話：03-6734-2612（整備計画室直通）

